

あわら市告示第50号

農地利用集積円滑化事業規程の承認について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月1日

あわら市長 橋本 達



農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域
別紙のとおり

別 紙

農地利用集積 円滑化団体名	農地利用集積円滑化 事業の種類	事業実施地域
坂井北部丘陵 地営農推進協 議会	農地所有者代理事業	坂井北部土地改良区が管理する区域の畑地（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を含む。）
あわら市農業 再生協議会	農地所有者代理事業	市内全域のうち、坂井北部土地改良区が管理する区域の畑地を除く区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を含む。）